

「和歌山県子ども計画（案）」にかかる県民意見募集（パブリックコメント）の概要（一般用回答フォーム、メール提出分）

1 県民意見募集の概要

- (1) 意見募集の期間：令和7年1月6日（月）から令和7年2月5日（水）
- (2) 提出件数：39名 44件

2 提出されたご意見の概要と県の考え方

1つのご意見を項目に応じて分けて記載しているもの、類似するご意見をまとめているものがあります。

番号	該当部分（項目）	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	第1章 題名	「まんなか」と鍵括弧がある方がよい。	ご意見のとおり修正します。
2	第1章 目次	目次をつけてほしい。	目次を追記します。
3	第1章 計画の性格及び位置づけ	その他の関連計画の前に「和歌山県再犯防止推進計画」を追加してほしい。	犯罪少年や非行少年と関連性はありますが、計画は原案のままとします。
4	第1章 計画の性格及び位置づけ	関連計画により子ども計画が制約されないよう、子ども計画を策定してほしい。	関連計画とは連携し、互いに制約するものではありません。
5	第1章 計画期間	子ども計画は期間限定であるので、恒久的なものにし、また、予算措置が取られるよう子どもの権利条例を制定することを明記する必要がある。	子ども計画は5年後に次期子ども計画を策定予定です。子どもの権利保障を担保する仕組みづくりとして、子どもの権利条例の制定も含め検討することを追記します。
6	第1章 計画推進の責務	「責務」でなく強制性のない記述にしてはどうか。	「計画推進の協調」「県民の努力」「事業者の努力」に修正します。
7	第1章 取組の評価及び検証	計画の効果的な実行を確保するため、子どもの権利条例の制定を求める。	取組の評価及び検証は原文のままとします。子どもの権利保障を担保する仕組みづくりとして、子どもの権利条例の制定も含め検討することを追記します。
8	第1章 取組の評価及び検証	会議群を県ホームページに公開すると記載してはどうか。	会議内容をホームページに掲載しますが、計画は原案のままとします。
9	第1章 取組の評価及び検証	事業評価の結果公表を、なるべく個々の事業の状況が分かるよう公開することを望む。	当該箇所は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
10	第2章 子どもの年齢と意見尊重	子どもは年齢が上がるほど意見が尊重されていないと感じる原因分析及対策は何か。	意見聴取の場が少なかったり、聴く側の対応が適切でないなどが考えられます。そのため、展開する施策として、P30「子どもの意見を尊重する仕組みづくり」を推進します。
11	第2章 ヒアリング調査の注釈6	「保育園」を「保育所・認定子ども園」とした方がよい。	「保育所や認定子ども園」に修正します。
12	第2章 社会の情勢	社会の情勢について、少子化の原因として、コロナ禍による出会いの機会の減少、経済環境の悪化等が挙げられているが、いずれも直接的な関係性が希薄ではないか。	「未婚化、晩婚化の進行」に修正します。
13	第2章 子育て世帯の所得	「所得段階Ⅲ」は、一般的な概念ではなく、調査における便宜上の定義ではないか。	「所得の中央値の2分の1未満の世帯（所得段階Ⅲ）」に修正します。
14	第2章 子育て世帯の所得	所得の中央値の2分の1以上の世帯が38.4%もあるのに言及されていない。	P41で経済的困難世帯にも言及し、貧困の解消に向けた対策に取り組みます。
15	第2章 世帯の状況	子どもがいる世帯の4分の1がひとり親世帯ということだが、経済的に厳しい家庭が多いのではないか。	母子家庭の収入が特に低い傾向にありますので、支援に取り組みます（P47）。
16	第2章 県子ども虐待防止基本計画	知識が乏しいから虐待が起こるわけではない。その背景や原因の調査分析はどの程度なされているのか。	児童相談所への虐待の相談件数が増加している要因については、計画案P55に記載の通り、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭が親族や地域からの支援を受けづらくなり、保護者の育児に対する不安感や負担感が増えていることがその1つであると考えています。 そのような状況を踏まえ、母子保健機能で幅広く妊産婦、子育て家庭を把握し、その中で支援が必要な家庭を児童福祉機能に切れ目なくつなげる「子ども家庭センター」の設置促進や、養育環境が深刻な状況になる前の支援を充実する「家庭支援事業」の実施促進など、児童虐待防止に取り組んでいきます。
17	第3章 基本方針	子どもの権利条約の理念を汲み、和歌山県子ども権利条例の制定を計画に記載してほしい。	基本方針は原文のままとします。 子どもの権利保障を担保する仕組みづくりとして、子どもの権利条例の制定も含め検討することを追記します。

18	第3章 基本方針	具体的な方策が示されていない。	第4章以降に主な施策を掲載し、資料編に施策の一覧を掲載しています。
19	第4章 こどもの権利の理解促進	「こどもが権利の主体であることを大人が認識し」「こどもの権利侵害を許さない」「こどもの人権を全ての大人が尊重するといった意識の浸透を図る」といった、これらの施策を強く支持するとともに県として支援、推進にむけた、施策の実施主体としてのかかわりを求める。	こどもや若者の人権を尊重する取組を実施していきます。
20	第4章 こどもの権利の理解促進	・児童の権利に関する条約の認知度の低さを改善する必要がある。 ・こどもの権利を周知徹底させることが急務 ・広範に訴求する必要がある。 これらのことから、こどもの権利条例を制定する必要がある。	こどもの権利保障を担保する仕組みづくりとして、こどもの権利条例の制定を含め検討することを追記します。
21	第4章 こどもの権利の理解促進	青少年教育のみでなく社会教育も記載してほしい。	社会教育を追記します。
22	第4章 こどもの権利の理解促進	在留外国人のこどもの権利保障	在留外国人のこどもの権利尊重に取組みます。当該記載は、基本的な方向性や取組を示したもので、原文のままとします。いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
23	第4章 こどもの権利の理解促進	様々な場面で「研修を実施する」と記されているが、人権に関する研修も併記してほしい。	「こどもの権利の理解促進」において、こどもの権利に関する理解を深められるよう、研修会等の機会を設けることを記載しています。「研修会等」には、人権に関する研修を含むものとして記載しています。
24	第4章 こどもや若者自身の権利意識の醸成	こどもの権利条例を制定し、こどもの権利委員会や権利救済委員会などを設置する必要がある。	人権相談体制の整備は原文のままとします。こどもの権利保障を担保する仕組みづくりとして、こどもの権利条例の制定を含め検討することを追記します。
25	第4章 こどもや若者自身の権利意識の醸成	「ジェンダー平等の視点に立った教育」とはどのような教育を想定しているのか。「性別はグラデーション」「好きな性別になれる」という男女の体を無視するような教育は反対	「ジェンダー平等の視点に立った教育」とは、無意識の言動、思い込みや偏見、固定的性別役割分担意識を解消し、性の多様性も踏まえつつ、一人一人の人権が尊重され、誰もがその個性や能力を十分発揮できる社会の実現をめざすものですので、原文のままとします。
26	第4章 こどもや若者自身の権利意識の醸成	人権教育が適切に行われる方策を計画に記載	当該記載は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。方策は施策一覧に記載しています。
27	第4章 こどもの意見を尊重する仕組みづくり	「こどもや若者が安全に安心して意見表明ができる機会を設ける」となっているが、こどもたちがもっと積極的に施策に関われるよう、こどもと大人が対等に意見を出し合える「こども会議」を県下のすべての自治体に設置することを義務とするべき。	当該記載は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。方策は施策一覧に記載しています。
28	第4章 こどもの意見を尊重する仕組みづくり	こども・若者の意見反映について、意見を聞く対象が一部の個人、団体、地域、属性に偏らないよう、また、大人に妨げられないように努めていただきたい。	当該記載は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。方策は施策一覧に記載しています。
29	第4章 ボランティア活動等による社会への参画	社会への参画について、ボランティア活動が義務化されないよう、「小中学校の頃から参加できる」を「希望するこどもであれば小中学生であっても参加できる」と記載してはいかがか。	ボランティア活動の参加は強制ではありませんので、原文のままとします。
30	第4章 ファシリテーターの注釈23	こどもの安全という観点から、「安心、安全」でなく「安全、安心」としてほしい。	「安全、安心」に修正します。
31	第4章 質の高い幼児期の教育、保育の確保	紀州っ子健やかプランには「県同和保育基本方針に基づいて取り組んできた同和保育の成果を踏まえ、人を大切にし、思いやる心や人権を大切にする保育・教育を推進していきます」と記されている。こども計画にも明記されたい。	県同和保育基本方針に基づいた保育、教育の推進を追記します。
32	第4章 質の高い幼児期の教育、保育の確保	遊びに大切さを知る講座の義務付け	講座の義務付けはできませんが、市町村等と連携しながら遊びの重要性を啓発していきます。
33	第4章 性と健康に関する教育、普及啓発、相談支援	性と健康に関する教育について、「こども自身が妊よう性」とあるが、女性は妊娠して産まなければならないと捉えてしまうかもしれないので、無理なダイエットが将来の身体に影響するなどに変更されてはどうか。	「こども自身」を削除修正しますが、妊娠、出産の正しい知識を身に付けることはこどもの将来に必要なことですので、妊よう性の知識を身に付ける趣旨は原案のままとします。

34	第4章 性と健康に関する教育、普及啓発、相談支援	・学校教育でも包括的性教育が進められている中、将来の妊よう性のことしか記載されておらず、前世紀的な性教育の観点である。抜本的に考え直していただきたい。 ・包括的性教育の実施は反対	「こどもや若者自身の権利意識の醸成」や「性的少数者への支援」を追記するなど、多様性を尊重できる心情の育成を図りますので、この部分については原案のままとします。
35	第4章 20歳未満の者の喫煙、飲酒対策	こどもたちの受動喫煙の防止も必要ではないか。	喫煙の正しい知識の普及啓発には受動喫煙も含まれます。その旨が分かるよう喫煙（受動喫煙を含む）に表題を修正します。
36	第4章 若者の職業的自立、就労等支援	技能の習得支援も記載してほしい。	「職業訓練による技能習得」に修正します。
37	第4章 プレコンセプションケアの推進	プレコンセプションケアについて、産まれてくるこどもに影響するという身体的なことを記されてはどうか。	「生まれてくるこどもの健やかな発育など」を追記します。
38	第4章 自然体験と自己肯定感の関係のグラフ	図の「好き」「自己肯定感」がどういう意味なのか分からない。	「自分のことが好きか」を追記します。
39	第4章 自然体験、文化芸術体験、職場体験等の体験活動の推進	和歌山の自然環境を活かした遊び、体験環境の整備や森の幼稚園の設置	当該記載は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
40	第4章 自然体験、文化芸術体験、職場体験等の体験活動の推進	ものづくり体験も記載してほしい。	ものづくり体験を追記します。
41	第4章 体験、交流活動の場の推進	社会教育施設も記載してほしい。	社会教育施設を追記します。
42	第4章 こどもや若者の安全、安心を確保	「現状と課題」の文章が混乱しているように思うので整理してほしい。	構成を修正します。
43	第4章 こどもや若者の安全、安心を確保	不登校やいじめの深刻さに触れた表現を記載する必要がある。	いじめについては、計画案で「こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為」と記載しており、命にもかかわる深刻な問題であると重く受け止めています。 また、不登校については、不登校自体が課題ではなく、不登校により学びが継続できないことに課題があると認識しています。 こどもたちが心身の危険から免れるとともに、安心して学びが継続できるよう、施策を講じてまいりますので、原文のままとします。
44	第4章 有害環境等への対応	「若者」が含まれているが、成人の知る権利を侵害することとなるように読める。	「青少年」に修正します。青少年は、和歌山県青少年健全育成条例で「18歳に達するまでの者」と定義しています。
45	第4章 有害環境の浄化活動の推進	SNSやAIの利活用について必要な知識とルールを明確にし、県民全体で共有する政策とシステムの提案をしてほしい。	当該記載は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
46	第4章 有害環境の浄化活動の推進	コンビニ等での成人向け雑誌の販売禁止またはゾーニングを求める。こどもの頃から否が応でも目に入る性差別的な商品や表現は、昨今顕在化してきた性加害、性犯罪に強く結びついており、日本社会に残る根強い問題。こどもたちを加害者にも被害者にもしないために、規制は重要	和歌山県青少年健全育成条例では、青少年への有害図書の販売を禁止し、販売業者には店頭において有害図書を他の図書と区分して陳列するよう義務付けているほか、県では必要に応じて販売店舗への立入調査や指導を行っています。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
47	第4章 有害環境の浄化活動の推進	危険ドラッグ、大麻の問題は低年齢化していることなど踏まえ、薬物乱用防止の記載を追加してほしい。	「薬物乱用防止」を追記します。
48	第4章 いじめ防止	いじめの教員等に対する研修に校長、教頭も含める。学校運営に教員、こども、保護者、地域の意見を聞くことを盛り込む。	いじめ問題に関する研修は、いじめに対する教職員の意識と組織的な対応力を高める取組（P39）の一環として、教員に限らず、校長、教頭をはじめ、学校で勤務するその他の職員を含めて行っています。 また、児童会や生徒会、PTA、学校運営協議会等の活動を通して、学校運営にこども、保護者、地域の方々当事者として参画したり意見を反映させたりする取組を推進していますので、原文のままとします。
49	第4章 こどもの貧困の解消に向けた対策	こどもはますます厳しい状況にある。親の貧困を断ち切り、その子にはその子の人生が歩めるようこどもの権利条例を制定してほしい。	こどもの貧困の解消に向けた対策は原文のままとします。こどもの権利保障を担保する仕組みづくりとして、こどもの権利条例の制定を含め検討することを追記します。

50	第4章 経済的困難世帯の表	経済的困難世帯が増えたことが分かりやすいようにしてほしい。	数値を目立たせるデザインに修正します。
51	第4章 こどもの貧困の解消に向けた対策	生活保護世帯には、生活必需品の現物支給にしてはどうか。	生活保護法第31条第1項で金銭給付と定められています。
52	第4章 生活保護世帯のこどもの進学率、就職率、高等学校等中退率	和歌山県が全国に比べ高校中退率が高く、大学等進学率が低く、就職率が高い原因は何か。	高校中退率については年度ごとの変動が大きく、一概に高校中退率が高いとは言えません。大学進学率と就職率については、様々な原因が考えられます。計画は基本的な方向性や取組を記載したものですので追記せず、原文のままとします。
53	第4章 教育費負担の軽減	具体的な内容は分からないが、費用の支援が返済型奨学金であるならこどもに借金を負わせることになり、適切でない。	それぞれの制度、要件に照らして、授業料の減免や給付型奨学金も実施していますので、原文のままとします。
54	第4章 教育費の負担軽減	学校の教育費・教材費の負担軽減をしてほしい。	当該箇所は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
55	第4章 こどもの居場所づくりの推進	貧困状態にあるこどもの負の連鎖を社会で断ち切るよう、地域が地域の困り事として子育て世帯への支援を考える必要がある。見守りを必要とするこどもたちが地域でより多くの人たちとつながりあうことができる仕組みを和歌山県で展開する必要がある。	こどもの居場所づくりの推進において、地域で多様な大人と関わるができる居場所づくりを推進します。
56	第4章 障害児者サポートセンター等での相談対応	「障害児者サポートセンター等」とあるが、「等」を具体的に記載してほしい。	機関を全て記載しきれないので、「児童相談所」「児童発達支援センター」等とし、2機関を追記します。
57	第4章 インクルーシブな教育環境の充実	通級指導教室の全校設置、支援学級と普通学級の交流時間をさらに増やす。	通級指導教室の整備や特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等の交流に取り組みますので、原文のままとします。
58	第4章 インクルーシブな教育環境の充実	インクルーシブ教育の現状、課題、今後の施策、具体的取組を提示すべき	当該箇所は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。現状、課題、具体的取組は計画に記載しています。
59	第4章 障害のある方への学習機会の提供	「障害のある人」「障害のある方」と記載があるが統一してはどうか。	「障害のある人」「障害のあるこども」の表記で統一します。
60	第4章 職員の専門性の向上	児童相談所に専門性を備えた職員を配置、職員研修と環境整備を記載	本県児童相談所では、医師、保健師、弁護士などの専門職を配置し、相談支援の体制を構築しています。本計画においても、専門職の計画的な増員、配置を盛り込んでいるところです。また、研修の実施や環境整備は計画に記載しています。
61	第4章 在宅指導の実施における連携	関係機関を具体的に明記してはどうか。	「市町村や学校、保育所、その他関係機関」に修正します。
62	第4章 里親委託率のグラフ	グラフに世帯数と%を書き入れると分かりやすい。	世帯数と委託率の数値を追記します。
63	第4章 社会的養育の推進	代替養育を必要とする児童数が264人になると見込んでいるが、現在何人で、令和11年に264人としてはどうか。	令和5年度の代替養育を必要とする児童数は304人ですが、詳細は資料編に掲載します。
64	第4章 ファミリーホーム	ファミリーホームの注釈をつけてほしい。	注釈を追記します。
65	第4章 特に配慮が必要なこどもや若者への支援	ひきこもり、ニート、不登校のこどもが安心して過ごせる居場所が必要	誰一人取り残すことなく健やかに成長できるよう支援を行います。
66	第4章 特に配慮が必要なこどもや若者への支援の現状と課題	ニートやひきこもり、不登校が個々の成育歴に起因すると取り違えてしまいかねない記載になっている。	「社会的要因に個々の状況が重なる」に修正します。
67	第4章 特に配慮が必要なこどもや若者への支援の現状と課題	自殺に関する状況のデータを記載するべきである。	こどもや若者の自殺者数の状況を追記します。
68	第4章 特に配慮が必要なこどもや若者への支援	展開する施策が、小・中学校の児童生徒に関わるが多く、高校生以上の年代の生徒のことはあまり書かれていない。中でも定時制・通信制の生徒の多くが不登校やひきこもり他、たくさんの課題を抱えているケースが多く、一層の厚い支援が必要と思われる。この年代の生徒に関わる課題解決の具体策を明記していただきたいと思う。	各施策の対象には高校生以上も含んでいます。
69	第4章 特に配慮が必要なこどもや若者への支援	警察と連携した自殺対策、不登校のこどもへの支援	当該箇所は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。

70	第4章 不登校の子どもへの支援	不登校児童の、学校以外の居場所づくりと居場所、家庭への支援	不登校のこどもの居場所の確保を追記します。
71	第4章 非行防止活動	非行防止活動をしている「更生保護団体」を追加し、更生保護団体の注釈をつけてほしい。	更生保護団体を追記し、注釈をつけます。
72	第4章 外国に縁のある子どもや若者の支援	家族が一定期間居住していれば「縁のある」になるので、「ルーツのある」とすべきである。	ご意見を考慮し、「在留外国人の子どもや若者の支援」に修正します。
73	第4章 外国に縁のある子どもや若者の支援	外国人労働者の12歳未満の子どもは小学校に行けず、夜間中学校にも入学できず、日本語習得できないままになっている。	外国籍の子どもについても小中学校で受け入れており、日本語指導を受けられる環境も整備しています。
74	第4章 居場所と感ずる場所の多寡と幸福度の関係の表	何を示す表なのか分かりにくい。	「居場所がたくさんあるほど、幸福度が高い」ということが分かりやすくなるよう表を修正します。
75	第4章 地域参加による子ども交流活動の支援	公共施設を使った異年齢の集う居場所づくり	当該箇所は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
76	第4章 不登校のこどもの居場所の確保	フリースクールの説明を注釈記載	前出のフリースクールに注釈を追記します。
77	第4章 不登校のこどもの居場所の確保	フリースクール等にアクセスしやすい物理的、経済的、精神的環境整備	当該箇所は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
78	第4章 学び直しの場の設置促進	夜間中学校の広報をやさしい日本語で行う。	当該箇所は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
79	第4章 学び直しの場の設置促進	夜間中学校の振興局地域ごとの設置	当該箇所は基本的な方向性や取組を示したものですので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
80	第4章 学校を核とした地域づくり	学校と地域が連携、協働し学校が地域の核になるよう検討	計画に記載し、学校を核とした地域づくりに取り組みます。
81	第4章 地域における多様な担い手の育成	保護司の注釈をつけてほしい。	注釈を追記します。
82	第4章 家庭教育支援	「家庭教育支援」という言葉は、孤立する家庭や母親にもっと寄り添える言葉にならないか。	家庭教育は広く全ての家庭の家庭教育を応援するもので、全国的に使われている言葉ですので原文のままとします。
83	第4章 教員の資質能力の向上	教員の資質能力に「技能向上」も追加してほしい	ご指摘の技能向上も含めて「資質向上」と記載していますので、原文のままとします。
84	第4章 こども食堂の設置拡大	こども食堂を実施する民間団体の取り組みを支援	こども食堂の継続運営に係る支援等に取り組みます。
85	第4章 こども食堂の設置拡大	こども食堂の設置拡大とあるが、財政的な支援はあるのか。	こども食堂の開設補助金をはじめ、継続運営に係る支援なども実施していきます。
86	第4章 乳幼児健康診査の推進	「乳幼児健康診査で発達面の遅れなどを指摘」とあるが、成長の目安はあるものの、計画の基準が全ての子どもなので、「発達面で気になる場所」などの記し方にすべき	乳幼児健康診査において発達面の遅れが指摘された場合のフォロー体制を示しているものであるため、原文のとおりとします。
87	第4章 共働きや共育での推進	・現存するジェンダー格差を解消していくこともまた、こども真ん中社会の実現のためにも必須であると考えるが、その視点に基づいた提言が見当たらなかったように思う。	固定的な性別役割分担の解消に向けた取組支援を記載しています。
88	第4章 共働きや共育での推進	和歌山県下は、保育施設が充実している企業が少ないと感じる。また、テレワークを推進している企業も大都市圏と比べて非常に少ない。共働きがし易くなるような施策を行っていただきたい。	共働きや共育での推進を計画に記載し、取り組みます。
89	数値目標	全国学力・学習状況調査の結果の向上を数値目標から外す。	全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで、教育施策の成果と課題を検証したり、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てたりするために実施しているものです。基礎的な学力や学習習慣は、進学や就職、ひいては将来の社会的・経済的自立にも関わる重要な要素であるため、数値目標として記載します。

90	数値目標	図書館入館者を数値目標とすること	図書館は、博物館施設と異なり、こどもだけの入館者数を計測することが困難です。また、県立図書館は、来館しなくても利用できるよう、市町村立図書館・図書室等を通じた貸出等を行うなど、県内の中核図書館としての機能の充実に努めていることから、図書館入館者数は、こども計画の数値目標になじまないと考えています。
91	数値目標	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援の数値目標で様々な支援が記されているが、妊娠前、出産後も障害の有無にかかわらず命について知る取組や相談・支援体制を整備し明記してほしい。	ご意見の内容を数値目標として、明記することは難しいですが、市町村に対して、こども家庭センターの設置を促進し、様々な相談にワンストップで対応できるように取り組むとともに、こども家庭センターの周知を行っていきます。
92	数値目標	令和9年度、11年度の児童福祉指数と児童心理司数の国の配置基準に予測でもいいので数字を記入してほしい。	児童福祉司及び児童心理司の配置基準については、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数などから算出される基準を標準とすることが児童福祉法で定められています。将来の児童虐待相談対応件数を予測することは困難であるため、数値目標は設定しないこととしますが、計画的な増員や適正配置に努めてまいります。
93	全体	語句を統一（取組、取り組み等）してほしい。	名詞で使用する場合は「取組」、動詞で使用する場合は「取り組みます」と使い分けますが、同じ使い方の語句は統一します。
94	全体	計画策定にあたり、こどもの意見をどの程度聴取したのか。	こどもの意見聴取の概要を資料編に追記します。
95	その他	給食の食材の国産食材使用、有機食材使用、オーガニック給食	計画は基本的な方向性や取組を記載しますので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
96	その他	国基準以上の少人数学級の実現、先生一人当たりに対する児童生徒数を減らす、授業時間を減らす。	計画は基本的な方向性や取組を記載しますので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
97	その他	先生が安心安全にこどもとかわる環境づくり	計画は基本的な方向性や取組を記載しますので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
98	その他	教員、事務職員の増員と福祉専門職の正規職員配置、待遇改善	計画は基本的な方向性や取組を記載しますので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
99	その他	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援員の勤務日数を増やす予算措置をとる。	計画は基本的な方向性や取組を記載しますので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
100	その他	個性や創造性を発揮できる教育と社会の環境・システムの醸成	計画は基本的な方向性や取組を記載しますので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
101	その他	こどもの人権に向けあえるよう、学校運営システムを改善してほしい。	計画は基本的な方向性や取組を記載しますので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
102	その他	こどもの自治組織が形成され、うまく機能するよう教員が援助するシステムの形成	計画は基本的な方向性や取組を記載しますので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
103	その他	様々なスキルを持った退職者の活用の検討	計画は基本的な方向性や取組を記載しますので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。
104	その他	「医療モデル」ではなく、「人権モデル」を基本に教職員に研修を行う。	計画は基本的な方向性や取組を記載しますので、原文のままとします。 いただいたご意見は、今後の施策の参考として活用します。

105	その他	現状が示されているが、いずれもその背景や分析考察がされておらず、従って計画案に反映されていない。	現状の分析等は可及的に記載しましたが、計画は基本的な方向性や取組を記載しますので全ては記載せず、原文のままとします。
-----	-----	--	--